

(1) これまでの協議に基づく修正箇所について

マニュアルに盛り込む項目

意見の概要	修正後
手順の前に要綱があるのではないか。	リード文章に利用支援事業の概略を加える。 P 1 0
市民後見人の監督や支援についてもマニュアルに入れた方が良い。	両部会に共通するテーマ 成年後見人等の担い手となる市民後見人等の養成に加える 部会長と要相談
松戸市のモデル事業は現在進行中で、内容を充分報告できるかわからない。	できる範囲でお願いしたい。福祉ちばで取材しているので配布。
市民後見人の活用パターン	他の部会、家裁と要相談
成年後見制度とは権利擁護のために利用しなければいけないとどこかに触れてほしい。	部会長と要相談

市町村長申立の実務

意見の概要	修正後
通常のかかりつけ医は病名書けるが、財産管理能力については本人の生活歴などを代弁してくれる人がいないと性格な診断書が作成できない。	5 診断書の作成依頼へ加える。 1 5 P
ケース検討会議を 1 回限りではなく、必要に応じて開催し、最初の方にも入れた方がよいのではないか。	1 ~ 2 の間に特記した。 P 1 3
該当する 2 親等以内の親族がいても市町村長申立に踏み切る場合があると加える。	P 1 0 に追加。
親族がいた場合のケースワーク	要議論
親族調査の様式の提供	様式集に加える。
市町村に成年後見のための専門部所を、行政と後見実施機関との協働による設置。	両部会に共通するテーマ 成年後見人等の担い手となる市民後見人等の養成に加える。
情報把握の部分に障害者の関係機関を	P 1 3 - 1 に追加

1つか2つ加える。	
例えば成年後見人等候補者についての書類は添付書類の住民票の写しだけではない。	住民票の写しを削除。個人、法人により異なると記載
申立費用は支部によって違う。金額は記載しない方が良いのではないか。	チェックリストには金額を掲載せず、予算のところへ記載する。
後見人等候補者の推薦について	P11に追加項目。申立ての準備の要点 (1) 後見人等候補者の検討 (2) 情報提供 (3) 支援チームの構成 (4) 類型の選択
後見人候補者として内諾をもらう際に、ケースの個人情報をどこまで伝えてよいものか課題。	実情と考え方を加える。 要議論
本人調査と検討のところは、本人の意思を確認することを入れると良い。	P13 2に追加。
成年後見制度では対応できないケース	削除